

誓約書

(譲渡ボランティア用)

年 月 日

船橋市長 あて

(郵便番号)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

私は、新たな飼養者に再譲渡する目的で動物を譲り受けることになりましたので、下記の事項を遵守するとともに、動物愛護思想及び動物の適正な飼養管理の普及啓発に努めることを誓約いたします。

記

- 1 動物の習性及び生理等に応じて適正に飼養・保管し、動物の健康及び安全を保持します。
- 2 人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように責任をもって飼養又は保管します。
- 3 譲渡を受けた動物を新たな飼養者に譲渡する場合は、別紙「譲受者選定基準」の各項目に適合することを条件として再譲渡します。
- 4 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為は行いません。
- 5 譲渡を受けてから半年以内に、「譲渡動物飼養状況報告書」（別記第10号様式）を船橋市動物愛護指導センターに提出します。また、譲渡を受けた後に、船橋市動物愛護指導センター職員による飼養状況の確認に同意します。
- 6 新たな飼養者に再譲渡した動物について、1月ごとに「再譲渡状況報告書」（別記第11号様式）により報告します。
- 7 新たな飼養者に対して、不妊去勢措置及びマイクロチップ等所有者明示措置の必要性を含め、譲渡を受けた動物に係る適正飼養の方法等について教示します。
- 8 ボランティア登録申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに「譲渡ボランティア登録変更届」（別記第7号様式）を提出します。
- 9 私が本誓約内容を守っていないことが判明した場合には、譲渡が中止されても不服を申し立てません。
- 10 船橋市動物愛護指導センターが行う調査及び指導等に協力するとともに、不適正な事項があった場合には改善の指示に従います。

譲受者選定基準

1 新たな飼養者の条件

- (1) 原則として成人であること
- (2) 犬、猫等の飼養管理について、同居する家族全員が同意していること
- (3) 集合住宅及び賃貸住宅等においては、犬、猫等の飼育が認められていること
- (4) 犬、猫等を適正に飼養管理できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと
- (5) 関係法令等を遵守できること
- (6) 次項の遵守事項の内容を理解し、遵守できること

2 新たな飼養者の遵守事項

- (1) 飼養する動物の生理・習性に適した飼養をするとともに、必要なしつけ等を行い、近隣の迷惑にならないよう終生飼養すること
- (2) 動物は必要に応じて疾病の予防・治療等をし、動物から人へ感染症がうつることのないよう配慮すること
- (3) 責任を持って不妊・去勢措置を実施すること
- (4) 動物には所有者明示措置を施すこと
 - 〔犬：鑑札・注射済票、名札、マイクロチップ等
 - 〔猫：名札、マイクロチップ等
- (5) 犬については、狂犬病予防法に基づき、譲渡を受けた日（生後 90 日以内の犬は生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に市町村長に登録の手続きをするとともに、毎年 1 回狂犬病予防注射を受け、鑑札及び注射済票を装着すること
- (6) 猫については、完全室内飼養にすること
- (7) 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行わないこと
- (8) 飼い主の事情により、万が一譲渡された動物を飼えなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を探すこと
 - どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、最寄りの保健所又は動物愛護センターに相談すること